

○道路排水施設接続基準（街渠枳）

1 管径、管種

(1) 管径は、内径200mmとする。

但し、400mm未満の下水道本管へ接続する場合は、単独街渠枳として内径150mmとする。

(2) 管種は、下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）とする。

2 勾配、角度

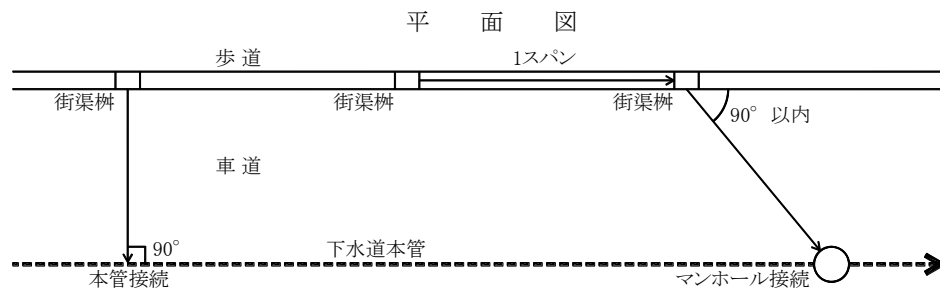
(1) 勾配 イ．管径150mmの勾配は1／100以上とする。

ロ．管径200mmの勾配は1／200以上とする。

ハ．上記以外は、建設局（旧：都市環境局）作成の「下水道施設設計指針」による。

(2) 角度 イ．下水本管接続の取付角度は90°を原則とする。

ロ．マンホール接続の取付角度は90°以内とする。



3 接続の方法

(1) 接続の方法はマンホール又は、下水道本管へ接続するものとする。なお、下水道施設への接続については特に留意するものとする。

(2) 既設マンホール1箇所につき、街渠枳からの接続は3箇所以内とする。但し、下水道本管が深い場合はこの限りでない。

(3) 以上の接続方法により難しい場合は次のとおり横引きとすることができる。

イ．原則として1スパンとする。（概ね延長L＝25m以内）

ロ．2スパン以上になるときは建設局費用で本管及び組立マンホールを設置し1スパンにとどめる。

ハ．イ、ロにより難しい場合は双方協議して決めるものとする。

4 坂路対策

坂路（オーバースタップ等）部分の雨水排水施設については、開口部を大きくし雨水がスムーズに排水できる構造（横断、縦断側溝等）とし、詳細については別途協議するものとする。

5 既設道路排水施設の補修等

道路の排水施設がすでに設置完了している場合で将来補修、改築等が生じたときは本基準によるものとする。

6 その他

- (1) 本基準の改訂より街渠柵はインバート構造とする。
- (2) 以上の基準により難しい場合は、別途協議するものとする。

○道路排水施設接続基準（集水ます）

1 管径、管種

- (1) 管径は、150mm又は200mmとする。
- (2) 管種は、下水道用硬質塩化ビニール管（JSWAS K-1）とする。

2 接続の方法

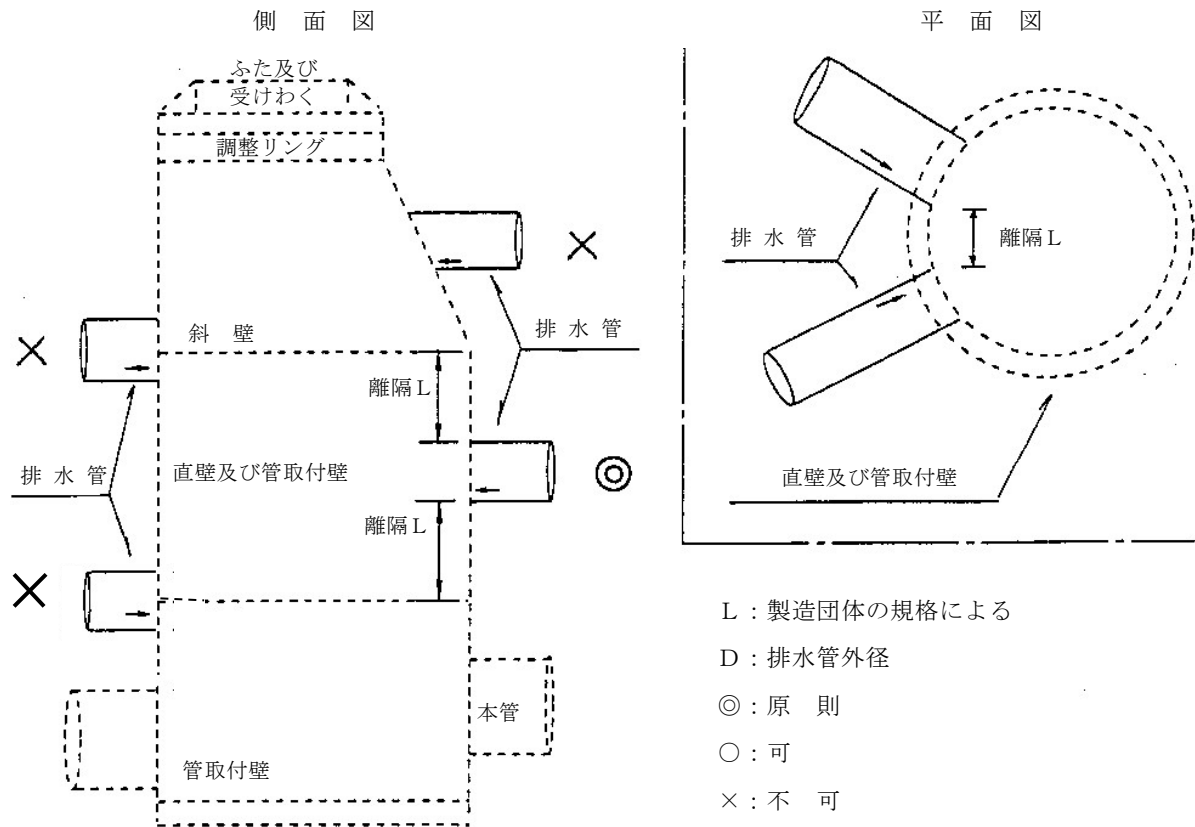
下水道マンホール又は下水道本管へ接続する。なお、下水道施設への接続については特に留意すること。

3 その他

集水ますは、インバート構造とする。

下水道施設への排水管取付例

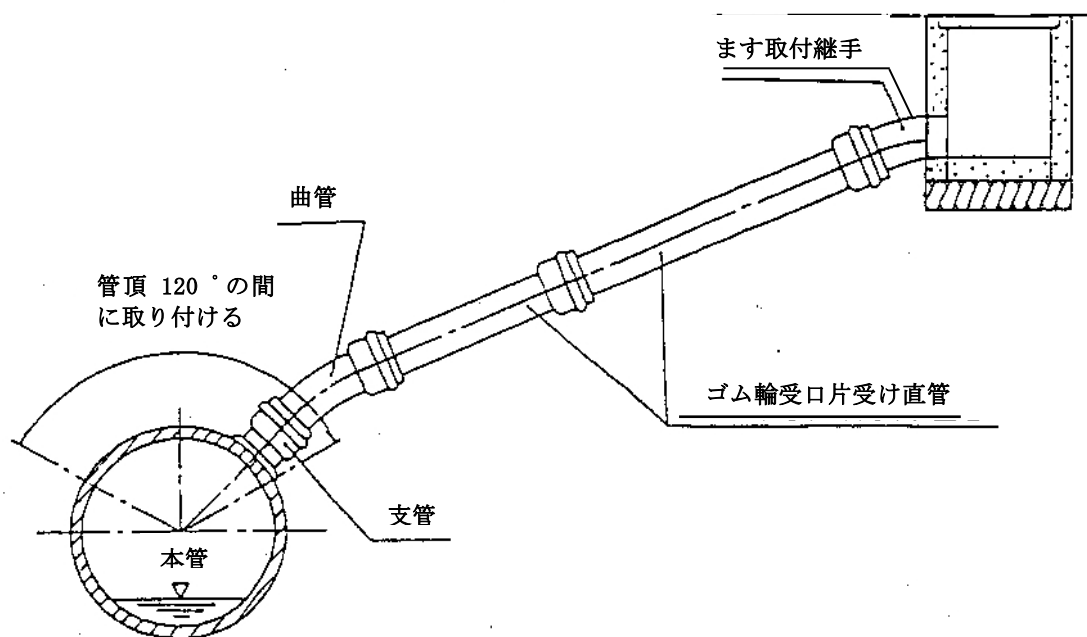
① 組立マンホール



◎ 取付の留意事項

1. 組立マンホール穿孔は、必ず穿孔機を使用すること。
2. 穿孔は、管取付壁及び直壁に行うものとし、斜壁に穿孔してはならない。 (上図参照)
3. 穿孔部相互及び穿孔部と部材縁との離隔は、製造団体の規格によるものとする。 (")
4. 3. により難い場合は、管取付壁と直壁の部材縁を中心に穿孔するものとする。 (")

② 下水道本管



◎ 接続の留意事項

1. 下水道本管の穿孔は、必ず穿孔機を使用すること。
2. 排水管と下水道本管との接続には、支管を用いるものとし、下水道本管の材質に合ったものを使用すること。なお、使用する支管は、90° 支管を標準とするが、現場状況等により、これにより難い場合は60° 支管を使用することができる。
3. 支管の取付位置及び取付数は、以下のとおりとする。
 - (1) 下水道本管の管頂を中心に120° の間に取り付けるものとする。 (上図参照)
 - (2) 下水道本管が、塩化ビニル管の場合 (既設取付管及び排水管も考慮すること。)

取付管 (排水管) との間隔は、内径が200mmの場合は本管軸方向に中心間隔90cm以上、排水管等の内径が150mmの場合は中心間隔70cm以上を確保するものとする。
 - (3) 下水道本管がコンクリート管及び陶管の場合 (既設取付管及び排水管も考慮すること。)

本管 1 本につき 1 箇所以内を標準とし、穿孔部を本管端部より20cm以上離すものとする。なお、コンクリート管の場合において、やむを得ず取付数が 2 箇所となる場合は、穿孔間隔を 50cm 以上確保するものとする。

※ 「道路排水施設の管理等に関する覚書」に伴う運用事務を遵守すること。
(提出書類)

- ①排水設備計画確認申請書 ②施工通知 ③道路排水施設等の完成に伴う立会について(依頼)
④道路排水施設等の出来高図について(送付)